

自動販売機の設置に係る貸付契約書（案）

大分市長 足立 信也（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、自動販売機の設置について、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、下記物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付ける。

グループ 名	物件 番号	所在地	貸付場所

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機設置の用に供することを目的として使用するものとする。

2 乙は、前項の使用目的を変更してはならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年8月1日から令和10年7月31日までとする。

ただし、物件番号 については、令和7年8月1日～令和9年9月30日（2年2か月）、物件番号 については、令和7年8月1日～令和10年3月31日（2年8か月）とする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、 円（うち、消費税額 円）とする。なお、各年度における貸付料は別表のとおりとし、甲の発行する納入通知書により、その年度に属する貸付料を甲の指定する期日までに支払わなければならない。

2 貸付期間中に消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合には、前項につき変更契約を締結するものとする。

(メーターの設置)

第6条 乙は、設置する自動販売機に電気料を計測するメーターを、水道を使用する場合には水道料を計測するメーターを設置しなければならない。ただし、メーターを設置し難い場合は、甲の承認を受け設置しないこともできるものとする。

(電気料及び水道料)

第7条 電気料及び水道料は、「大分市普通財産貸付基準」に定める「光熱水費等の算定方法」により、甲が算定した額とする。

(1) 子メーターを設置した場合・既設の小メーターを使用した場合

自動販売機の電気使用量に基づき算定した電気料及び水道料を、甲が発行する納入通知書により甲の指定する期日までに納入しなければならない。

(2) 子メーターを設置しない場合

自動販売機の1時間あたり消費電力量に基づき算定した電気料及び水道料を、甲が発行する納入通知書により第5条の「貸付料」と併せて納入しなければならない。

(契約保証金)

第8条 乙は、契約締結後直ちに契約保証金として第5条に定める貸付料の100分の10以上を甲の発行する納入通知書により納付するものとする。

2 甲は、貸付期間が満了したとき又は第16条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙が原状回復義務等の契約に定める全ての義務を履行し、甲に損害がない場合は、契約保証金を乙に返還するものとする。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他乙が甲に対して負担する義務が残存する場合は、甲は、契約保証金を当該債務に充当したうえで、その残余の額を乙に返還するものとする。

3 第1項に定める契約保証金には利息を付さない。

(費用負担)

第9条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用並びに第6条に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。ただし、第16条第2項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(貸付物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(延滞料)

第11条 乙は、第5条の貸付料又は第7条の電気料及び水道料を指定する期日までに納

入しない場合は、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に対し年14.6%の割合を乗じて計算した額の延滞料を納入しなければならない。

(契約不適合)

第12条 乙は、本契約の締結後、貸付物件が種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、履行の追完請求、貸付料の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(管理義務)

第13条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(禁止事項)

第14条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を第3条に規定する使用目的以外に使用すること。
- (2) 貸付物件につきその賃借権を第三者に譲渡すること。
- (3) 貸付物件の全部若しくは一部を転貸、又は他の権利を設定すること。
- (4) 貸付期間中に貸付物件の一部を選択し、販売を中止すること。
- (5) 酒類を販売すること。

(通知義務)

第15条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

2 乙は、乙の名称、所在地、代表者又は設置している自動販売機の機種に変更があったときは、直ちに文書により甲に通知しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、貸付物件を公用又は公共用に供することが決定したとき、又は当該施設を廃止するときは、本契約を解除することができる。

(貸付物件の返還)

第17条 乙は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに原状に回復し、返還しなければならない。

2 乙は、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用する

ことができる。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、第16条第2項の規定により甲が本契約を解除した場合において、乙に損害が発生したときは、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(貸付料の返還)

第19条 甲は、貸付期間の中途において、乙の責めに帰す事のできない事由により契約を解除するときは、すでに乙が納入した貸付料のうち未経過期間に対応する貸付料を乙に返還するものとし、返還する貸付料は、月割計算によるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第20条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(請求権の放棄)

第21条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第16条第1項の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用の支出があっても甲に請求することができない。

(実績報告)

第22条 乙は、自動販売機ごとの販売実績（販売本数・金額）を甲の指定する様式により、毎年8月末日までに甲に報告するものとする。

(遵守事項)

第23条 乙は、この契約に定めるもののほか、「大分市自動販売機設置事業者募集要項」を遵守するものとする。

(合意管轄)

第24条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、大分地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約に定めていない事項若しくはこの契約に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙各自記名押印の上、各自 1 通を保持する。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町 2 番 3 1 号

大分市長 足立 信也

乙 住 所

氏 名